

NewsLetter

| GENERAL TOPIC

1 特許手数料制度の改善

| PATENTS

2 携帯型放射能測定技術の特許出願が増加傾向

4 国内主要企業における近年の産業技術動向

6 保健福祉部が推進中の

「2016年バイオ医薬品及びグローバル革新新薬に対する保険薬価改善案」

7 韓国ファイザー、特許満了の医薬品事業部の分社を推進中

7 独占効果のない優越権…優先販売品目の独占期間の実績が低調

| TRADEMARKS

8 サムスン物産‘B図形’商標登録不可、大法院“バリーの図形商標と類似”

9 包装デザイン出願、10年間で2倍以上増加

11 Hariboグミ、GOLD BEARSの金色は色彩商標として登録可能

| GENERAL LAW

12 請託禁止法、2016年9月28日、本格施行

12 サムストータルの実質的所有主は株主である英国法人

General Topic

General Topic

・ 特許手数料制度の改善

特許庁は、第7年～第9年の特許年度登録料に対する減免制度を新設するなど、国民の特許手数料の負担を減らすために、改訂「特許料などの徴収規則」を2016年7月29日から施行すると明らかにした。

納付期間	減免の対称及び比率
設定登録料（登録後第1年～第3年）	個人・中小企業（70%）、公共研究機関（50%）、中堅企業（30%）
第4年～第6年	個人・中小企業・公共研究機関・中堅企業（30%）
第7年～第9年	個人・中小企業・公共研究機関・中堅企業（30%）'16.7.新設

この他にもデザイン一部審査登録出願を審査登録出願に変更する際に支出する補正料及び重複訂正請求料*に関する減免制度を新設し、数件の事後減免**を一括申請できるようにして件ごとに申請書類を作成しなければならない不便さも改善した。

*訂正請求：無効審判進行中に特許発明と同一性を維持する範囲内で明細書及び図面の訂正を請求する制度

**事後減免申請：手数料納付時に減免申請を行えなかった場合、5年以内に減免金額の返還を要請できる制度

改訂徴収規則は、個人及び中小・中堅企業の特許・実用新案・デザイン権の登録料の減免期間を従来の第6年までから第7年～第9年までに拡大した。

今回の改訂により中小企業は第7年～第9年の特許年度登録料を1件あたり平均10万ウォンほど節約できるため、特許を維持するための負担がさらに減少する見通しだ。

PATENTS

・ 携帯型放射能測定技術の特許出願が増加傾向

特許庁は近年、放射能測定技術の特許出願が持続的に増加している中、携帯型放射能測定技術の特許出願も徐々に増加していると明らかにした。

特許庁によれば、放射能測定技術の特許出願は、2010年に48件が出願され、2011年には

PATENTS

80件と前年対比66.7%増した後、2012年108件、2013年124件、2014年には143件と持続的に増加傾向を見せている。<添付1参照>

中でも、携帯型放射能測定技術の特許出願は2010年に3件に過ぎなかったものが2011年には11件と急増し、2012年には4件と減少したが、2013年に9件、2014年には10件に至るなど、比較的に着実な増加傾向を見せている。<添付2参照>

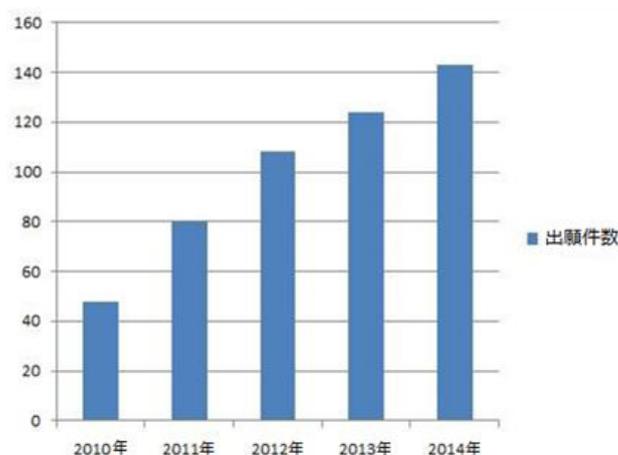
特に、2011年には携帯型放射能測定技術の特許出願が急増したが、これは、2011年3月に発生した日本の福島原発事故をきっかけに放射能汚染に対する関心や恐れが反映したものと考えられる。<添付2参照>

これまで携帯型放射能測定技術は、携帯性を高めるための小型化かつ軽量化技術を中心に

開発されてきたが、近年ではそれに止まらずにモバイル通信技術の成長に応じて、スマートフォンのようなモバイル端末機、無線通信、中央サーバーとデータベース、及びネットワーク技術などの無線通信技術に適用され、個人が放射能測定器を用いて放射能を測定し、それをリアルタイムでモニタリング装置に伝送するだけでなく、複数の携帯型端末機とネットワークを形成して放射能情報を含む多様な情報を共有する技術に進化しているのが特徴だ。

近年(2010年～2014年)の携帯型放射能測定技術の細部技術分野別の出願現況をみると、一般的な携帯型測定器の特許出願が22件と最も多く、スマートフォンを用いた測定器は8件、GPS型とブルートゥース通信型はそれぞれ2件を占めている。<添付3参照>

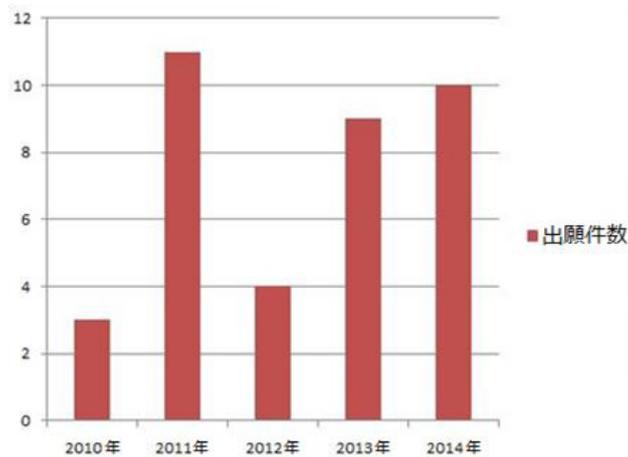
・<添付1>放射能測定技術の特許出願動向(2010年～2014年)



年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
出願件数	48	80	108	124	143

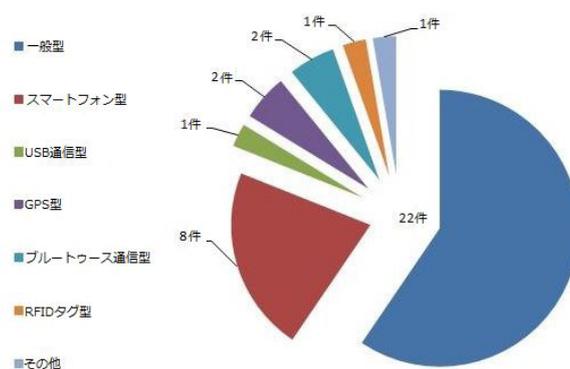
PATENTS

・<添付 2 > 携帯型放射能測定技術関連の特許出願動向（2010年～2014年）



年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
出願件数	3	11	4	9	10

・<添付 3 > 携帯型放射能測定技術の細部技術分野別の特許出願動向(2010年～2014年)



年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
出願件数	3	11	4	9	10

PATENTS

・ 国内主要企業における近年の産業技術動向

1). OLEDの比重を高めるサムスンディスプレイとLGディスプレイ

サムスンディスプレイとLGディスプレイは有機発光ダイオード（OLED）の生産比重を急いで拡大している。既存の液晶表示装置（LCD）の生産ラインをOLEDに切り替えて設備投資にかかる時間と費用を最小化し、全生産効率性を最大化する戦略を展開している。サムスンディスプレイは2015年末から中小型IT LCDパネルを生産する第5世代ラインをオキサイドベースのOLEDラインに切り替えている。第8世代未満のLCDラインをOLEDに切り替えるとともに、LCDベースの中小型ITパネルの事業比重を縮小するものと思われる。サムスンディスプレイは、ノートブック、タブレット、モニター、自動車など、既存のOLEDが進出できなかった応用分野にOLEDパネルを供給して市場拡大を狙う。LGディスプレイは、中国を中心にOLED TVの需要が増加したことで、LCDラインをTV用OLEDラインに切り替えている。LGディスプレイは既存の第8世代のOLEDパネルを量産するE3ライン以外にもLCDラインをOLEDラインに切り替えたE4ラインを稼働させ、現在、月3万4千枚規模の生産能力を有している。LGディスプレイは段階的に既存のLTPS LCDラインをフレキシブルOLEDに切り替えて新たな市場でのチャンスを掴もうという戦略だ。

2). サムスン電気、先端半導体パッケージ事業に初進出

サムスン電気が先端半導体パッケージ市場に進出する。サムスン電子のシステムLSI事業部 と共同でプリント回路基板（PCB）のないチップパッケージが可能なファンアウトウエハレベルパッケージ(FoWLP: Fan-out Wafer Level Package)技術を開発した。サムスン電気が半導体パッケージ事業に進出するのは今回が初めてだ。2016年末までに量産性検証を終えた後、2017年初めには本格的な稼働に入る。ファンアウトはパッケージする前の段階の半導体チップ(Die)から入出力(I/O)端子の配線を外部に出力し、パッケージのI/Oを増加させる技術だ。この技術を活用すればパッケージ用PCBが必要でなくなる。原価を大幅に抑えることができ、かつパッケージ面積も減少させることができる。サムスン電気がパッケージ事業に直接乗り出すようになった背景も、パッケージ用PCBの需要減少などの市場変化に対応するためだ。サムスン電気はパネルレベルパッケージ(PLP: Panel Level Package)方式でFoWLPを具現する。サムスンディスプレイの老朽化した液晶表示装置(LCD)の生産装置がサムスン電気のPLP方式のFoWLP工程に再活用される予定だ。大面積工程で競争社である台湾の積体回路製造(TSMC)よりも低い原価に達することがサムスン電気側の目標だという。

PATENTS

3). サムスン電子、EUV装置の量産ラインを導入

サムスン電子は2017年に極紫外線(EUV)露光(exposure)装置を量産ラインに導入する計画だ。現在大多数の先端半導体工程に導入されている露光機はイマーシオン(immersion)装置だ。しかしこの装置は物理的に描くことができる最小微細パターンが38ナノに止まる。さらに微細なパターンを描くには、回路パターンを2、3回に分けて描くマルチパターンニング(multi patterning)手法が必要であった。これに対してEUVは、紫外線(UV)とX線との中間領域にある電磁波だ。波長が短く、10ナノ未満の回路パターンを一度に描くことが可能だ。ただし、既存のイマーシオン装置の処理量と比較すると、処理速度が遅いので、サムスン電子は一部重要なパターンを描くときのみEUV露光装置を活用するという計画だ。業界関係者は、サムスン電子はEUV装置の導入による原価構造の削減はもちろんのこと、顧客社に完璧な7ナノチップを量産できるという点を強調するはずだとした。

4). サムスン電子、10ナノ級Dラムを世界で初量産

サムスン電子は世界で初めて18ナノDラムメモリ半導体の量産に成功した。半導体微細工程の限界とみなされていた10ナノ級Dラム量産に成功したことにより競争企業との格差をさらに広げることができる土台を設けた。サムスン電子

は、2016年2月から世界最小サイズの18ナノDラムを量産しており、既存の20ナノに比べて量産性が30%ほど高いと明らかにした。

5). サムスン電子、3Dナンド型フラッシュの生産施設を増設

サムスン電子は2兆5千億ウォンを投入して華城市の半導体工場に3Dナンド型フラッシュ(3D NAND flash)の生産施設を増設する。生産規模はウエハ投入基準で4万枚水準だ。これはナンド型フラッシュの市況が好調の勢いをみせているからだ。また、アップルのiPhoneの新製品の影響もあるものと思われる。J.P.モルガン(J.P.MORGAN)は、最近発刊した報告書において、サムスン電子はiPhone7用256GBナンド型フラッシュを3D製品として供給するようになるだろうと予測した。

6). サムスン電子の半導体、世界第1位の「インテル」を追撃… SKハイニックスは第3位

サムスン電子は総合半導体業界ランキングにてインテルを追撃中だ。2016年4月11日、市場調査機関であるHISによれば、インテルは2015年の売上が514億2000万ドルで、占有率14.8%であり、サムスン電子は売上が401億6000万ドルで、11.6%の市場占有率を記録した。サムスン電子とインテルの占有率の格差は3.2%で、両社の格差が3%ポイント近くに狭ま

システムLSI事業部: System LSI事業部(LSI: Large Scale Integrated Circuit)

PATENTS

ったのは今回が初めてだ。サムスン電子は3Dナンド型フラッシュと10ナノ級Dラムなどにおける、並外れた技術的な優位性により、収益性を維持することで、インテルとの格差を縮めることができたものと分析される。SKハイニックスは2015年の売上が165億ドルで、占有率4.8%を記録し、クアルコム（Qualcomm）をわずかな差でかわし、総合半導体企業第3位に上昇した。

7). LGディスプレイ、UHD TVパネルは第2四半期連続世界第1位

LGディスプレイは高付加価値製品であるUHD TV用パネル市場において第2四半期連続世界第1位を達成した。業界は、独自の画質方式である「M+」を基にしたLGディスプレイの差別化された技術競争力こそが第1位の原動力と分析している。M+技術は、既存の画質方式であるレッド、グリーン、ブルー（RGB）にホワイト（W）を加え、輝度を向上させて消費電力を低

下させる技術だ。LGディスプレイの関係者は、中国を始めグローバル顧客社がプレミアム製品群にM+製品を採用する動きが可視化されており、当分は市場の独走が可能であると予想されるとした。

・保健福祉部が推進中の「2016年バイオ医薬品及びグローバル革新新薬に対する保険薬価改善案」

2016年7月7日に保健福祉部は革新型製薬企業CEO懇談会を開催した。懇談会では'16年に新規認証された革新型製薬企業への認証書授与式とともに、第10回貿易投資振興会議で発表された「バイオ医薬品及びグローバル革新新薬に対する保険薬価改善案」を説明し、「実取引価格による薬価引下制度改善案」を発表した。

主要内容は以下のとおりだ：

- | | |
|--|--|
| <p>① (グローバル革新新薬)臨床的有用性が改善され、国内臨床、R&D投資などの保健医療の向上に寄与した薬剤の薬価を優遇し、登載期間を短縮する。</p> <p>-薬価は代替薬剤最高価の10%を加算し、代替薬剤のない抗がん剤などの経済性評価免除対象である場合、外国(A7国家)の類似薬剤価格(調整最低価格)を適用する。</p> <p>-健康保険審査評価院(以下、「審評院」という)の薬剤給与評価期間を120日→100日に短縮し、健保公団の薬価交渉期間を現行の半分である30日に短縮する。</p> <p>-適用基準要件を多少緩和してより多くの品目に適用できるようにする。</p> <p>* グローバル革新新薬の場合、返還制などによって特許期間まで薬価引下げを猶予する方案も2016年12月まで推進する。</p> | <p>② (バイオ医薬品)国内保健医療の向上に寄与したバイオシミラー及び既に許可されたバイオ医薬品よりも改良されたバイオバターの薬価を優遇する。</p> <p>-革新型製薬企業、共同開発、国内臨床などの保健医療の寄与が認定されたバイオシミラーに対しては最初の登載品目(オリジナル)薬価の10%pを加算(現行70%→80%)する。</p> <p>-バイオバターは改良新薬(交渉医薬品)よりも10%p優遇し、開発目標製品(オリジナルなど)の薬価の100~120%に算定する。</p> <p>-低含量に比べ高含量のバイオ医薬品の薬価適用倍数を改善する(現行1.75→1.9倍)。</p> <p>③ (実取引価格の薬価引下げ)施行周期を調整(1→2年)し、革新型製薬企業の高価なR&D投資への減免を拡大(30→50%)する。</p> |
|--|--|

PATENTS

・韓国ファイザー、特許満了医薬品事業部の分社を推進中

ファイザーは韓国ファイザー製薬の特許満了医薬品事業部の分社を推進している。特許満了医薬品事業部の会社名はファイザーPFEだ。

これによりファイザーは韓国支社を2社保有することとなる。韓国ファイザー製薬が新薬と一般医薬品を担当し、新薬の特許が満了すれば、韓国ファイザー製薬PFEに移行するという方式だ。ファイザーが韓国にてのみ特許満了事業部の分社を推進する理由について業界関係者は、韓国の特許満了オリジナル薬の事業性が高いためと解釈している。

アメリカの場合、複製薬がオリジナル薬対比20%の低価な薬価を形成しているため、これによりオリジナル薬の特許が満了すると、複製薬を中心に市場が再編される。一方韓国では、オリジナル薬の特許が満了になったとしても既存対比80%の高価薬価が保全される。特許満了から2年後にはオリジナル薬や複製薬の区分なしに半分(54%)ほどの薬価を受け取っている。つまり、オリジナル薬や複製薬の薬価が同じであるため、特許が満了になったとしても、依然としてオリジナル薬の市場性が高いというわけだ。

現在ファイザーは、8月10日付で韓国ファイザー製薬PFEを公式登録した。医薬品許可者変更も本格化している。韓国ファイザー製薬の関係者は「10月から出荷する製品は会社名がフ

アイザーPFEとして出荷されることになる。同じ建物に常住しつつ組織のみ変更するので既存の事業運営において大きな変動はない」と明らかにした。

・独占効果のない優販権…優先販売品目の独占期間の実績が低調

優先販売品目許可(以下、「優販権」)を受けたジェネリック医薬品は期待よりも低調な実績を見せている。

2015年5月9日から2016年4月1日まで、優販権を確保したアモサルタン(Amosartan)ジェネリックがその例だ。アモサルタンジェネリックは、今年第1四半期にヒューオンズ(HUONS)の「ベシルサルタン(Besylsartan)」が1億2788万ウォンの処方額を記録するなど、アモサルタンジェネリック医薬品のほとんどは1億ウォン前後の実績を上げた。これに対して韓美(Hanmi)薬品のオリジナルアモサルタンは、優販権ジェネリックの進入にもかかわらず、今年第1四半期164億ウォンで前年同期対比2.9%の下落にとどまった。

アモサルタンジェネリックが優販権の確保にも苦戦した理由は、既にアモサルタンのようなARB-CCB高血圧製剤が市場に溢れかえり、製品の競争力を発揮しにくいからだ。しかも、優販権を受けたアモサルタンジェネリックだけで45品目もあり、同一製剤同士の競争も激しい。優販権を受けはしたが独占ではないということだ。

TRADEMARKS

単独で優販権を確保した東亜(Dong-A)S Tのディラトレンドジェネリック医薬品である「バソトロール (Vasotrol) 」も、優販権期間の実績が低調だった。バソトロールはディラトレンドのうっ血性心不全症の特許チャレンジに成功し、2015年9月24日から特許が終了する2016年2月7日まで優販権が付与された。同期間の間ジェネリックとしては唯一うっ血性心不全症として販売が可能となった。

しかし、バソトロールは、今年第1四半期の処方額が5億2440万ウォンと前年同期対比4.4%下落した。優販権期間が5ヶ月に止まった上に、既にディラトレンドジェネリックが市場に出回っている状態なので実績上昇を期待し難かったという指摘だ。

これは許可特許連携法導入当時のアメリカのジェネリック独占権成功神話を期待したものとは異なる様相だ。

アメリカでは、ジェネリック独占権を受けた製薬社がオリジナル社を追い抜き、超大型製薬会社に押し上がりもした。テバ(Teva)製薬がその代表的な製薬会社だ。しかし、韓国では大部分の製

薬会社はジェネリックを主力事業としており、優販権による独占効果を満足に享受できずにいる。特に、国内優販権制度は特許チャレンジの知らせが共有されてしまうため、単独で独占権を享受するのも難しい。

これに対して業界専門家らは「優販権の確保は市場での成功を担保にしない。優販権競争を意識してむやみに訴訟に走ると所要費用などの支出負担が増え、実績が期待にそぐわない可能性が高い」と指摘した。

TRADEMARKS

・サムスン物産‘B図形’商標登録不可、大法院‘バリーの図形商標と類似’

サムスン物産(旧第一毛織)が出願した商標は使用することができないという大法院の判決が出た。大法院は第一毛織の商標が海外有名ブランド‘バリー(Bally)’の商標と類似し、消費者を混同させると判断した。

サムスン物産の出願商標	先登録商標 (権利者: BALLY SCHUHFABRIKEN AG)
	

TRADEMARKS

大法院特別2部(主審イ・サンフン)は、サムスン物産株式会社が特許庁長を相手取って出した拒絶決定取消訴訟にて、2016年7月14日、原告勝訴判決した原審を取消し特許法院に差し戻した。

2012年8月、当時の第一毛織は‘五角形B’図形の商標を出願した。しかし、2013年12月に特許庁は既存の‘バリー’商標と類似するとしてその登録を拒絶した。

第一毛織は特許審判院に不服審判を請求したが、特許審判院は「国内外にバリー商標として顕著に認識されている商標と同一又は類似する商標であり、不当な利益を得る等の不正な目的をもって使用する商標」であるとし、類似商標という結論を出した。第一毛織はこれを受けて特許法院に対し訴訟を提起した。

特許法院は類似性は認められないとして第一毛織に軍配を上げた。裁判部は「第一毛織の商標は上方にとがった部分が際立つ五角形形状であるのに対し、バリーの商標は正方形形状に商標を構成しており、商標を構成する主な図形の形状が互いに異なる」とし、「一般需要者や取引者をして商品の出所を誤認・混同させるおそれがない」と明らかにした。

しかし、大法院の判断は違った。大法院は「一般需要者の直観的認識を基準に外観を観察す

るとき、モチーフが同一で全体的な構成とそれがもたらす支配的な印章が類似する」とし、「両商標は上部の形状等一部に差のある部分があるが、その差は一般需要者が時と場所を異にして外観を観察する場合、容易には把握しづらいものである」と判断した。

・ 包装デザイン出願、10年間で2倍以上増加 -

食品、化粧品、菓子、飲料水、薬品等、日常生活で消費する製品の内容物を盛り込んだ包装デザイン出願が増加し続けている。

特許庁(庁長：チェ・ドンギユ)によれば、包装容器(袋、箱、瓶、カップ等)とその外部に付着する包装用ラベルのデザイン出願が、2006年の2,708件から2008年に3,441件、2012年に4,539件、2015年には5,698件にと、最近10年間で2倍以上増加した。

包装容器形態別出願現況をみると、箱形態が9,459件(23.2%)で最も多く、瓶9,037件(22.1%)、包装容器に付着する包装用ラベル6,382件(15.6%)、袋4,629件(11.3%)等の順だった。

物品別にみると、食品包装デザインが5,842件(14.3%)で最も多く、化粧品関連包装容器が5,802件(14.2%)、菓子及び飲料水が

TRADEMARKS

3,228件(7.9%)でそれに続いた。

多出願企業をみると、CJ株式会社が3,901件(9.5%)で最も多くの包装デザインを出願し、次いで(株)アモーレパシフィックが2,908件(7.1%)、LG生活健康が1,705件(4.2%)、ロッテ製菓株式会社が778件(1.9%)の順で出願が活発なことがわかった。

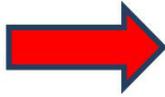
包装デザインの出願が増加している理由は、包装容器には製品を入れる本来の機能以外にも、消費者の購買欲を刺激する機能があるので、企業が製品の特性と時代を反映させたデザインを積極的に出願しているからと分析される。

最近のデザイン傾向についてみると、化粧品容器の場合、美容用品であるという特性を反映して派手な外観を備えたデザインが多く出願されており、菓子や飲料容器の場合、四角形のような単純な形態に変わり、台形や六角形あるいは非定型等の多様な形態で出願されている。

また、包装デザインは社会現象にそつても変化してきたが、食品包装容器の場合、最近の辛口人気により、激辛を暗示又は強調するデザインが出願され、ウェルビーイング時代を反映して健康とエコを強調するデザインが多数出願されている。

<包装デザイン出願トレンド比較>

1. 化粧品容器

2006年~2007年		2014年~2015年
	 <p data-bbox="667 1675 919 1711">派手又は透明な外観</p>	
		

TRADEMARKS

2. 菓子、飲料水容器

2006年~2007年		2014年~2015年
	 <p>非定形化された箱やパウチ形態</p>	
		

3. Hariboグミ、GOLD BEARSの金色は色彩商標として登録可能

韓国特許庁は、2016年6月、初めて色彩のみの商標に対する商標登録を許可した。

2007年7月1日に施行された韓国商標法は、他の標章と結合していない色彩又は色彩の組合せのみからなる商標(以下'色彩商標'とする)を導入した。しかし、色彩商標に対しては原則的に識別力が不足することを理由に登録を認めず、韓国における長期間の使用により、国内需要者間に特定人の商品の出所表示として認識されるようになった場合、つまり、使用による識別力を獲得した場合にのみ、登録を受けることができると商標審査基準に規定されている。そのため、これまで色彩商標として出願された標章に対し、特許庁は識別力が不足することを理由に

その登録を拒絶してきた。

Gummy bear 製品で広く知られている Haribo が菓子(Confectionery)に対して出願した

色彩商標 “  ” も、特許庁から識別力がないので登録を受けることはできないと指摘された。しかし、これに対して当所はHariboを代理して、

“  ” 等のように使用されているHaribo Gummy Bear は、1年に生産される Gummy Bear を数珠繋ぎにした数値を計算すると、地球4周分にもなる点等を積極的に主張す

GENERAL LAW

るとともに、これを裏付ける多数の使用資料を提出し、使用による識別力が獲得されたことを主張したところ、特許庁は当所の主張を受け入れ、2016年6月ごろに商標登録を認めた。

特許庁が “  ” に対し、使用による識別力の取得を認め、その登録を許可した事実は、これまで登録が認められなかった色彩商標登録の先例としての価値を有し、他の色彩商標に対しても登録を試みることを促す契機になるだろう。

GENERAL LAW

・ 請託禁止法、2016年9月28日、本格施行

憲法裁判所は、2016年7月28日、‘不正請託及び金品等授受の禁止に関する法律’(以下、‘請託禁止法’)は憲法に違反しないと決定した。

請託禁止法の施行に先立ち、言論人及び私立学校教員たちは請託禁止法は言論の自由、教育の事由等の基本権を侵害すると主張し、請託禁止法に対する憲法訴願審判を請求した。しかし、憲法裁判所は言論人及び私立学校教員を請託禁止法の適用対象である‘公職者等’に含めたこと、授受を禁止しない食事・プレゼント・慶弔費・外部講義の代価等の限度額を法律ではなく施行令で定めたこと、公職者等の配偶者が公職者等の職務と関連して授受禁止金品等を

受け取った事実を知った場合、公職者等に申告義務を付加したこと等は、言論人と私立学校関係者の基本権を侵害しないと決定した。

請託禁止法は、公職者等に不正な請託を禁止し、職務との関係の有無を問わず公職者等が同じ公職者から一定金額以上の金品等を受け取ったこと等を処罰することを主要内容としている。

憲法裁判所の決定により、請託禁止法は2015年3月27日に公布された内容のまま、予定通り2016年9月28日から施行される。法人の職員等が法人の業務と関連して公職者等に対し禁止された金品を提供する場合、該当法人にも罰金又は過料が付加されるので、企業は内部コンプライアンス規定を整備する等の準備が必要になると思われる。

・ サムスントータルの実質的所有主は株主である英国法人

大法院は、韓国税務当局とサムスントータル株式会社(現、ハンファ[韓火]トータル株式会社、以下‘サムスントータル’)間における法人税関連紛争にて、サムスントータルに軍配をあげた。これはフランスのエネルギー・化学企業であるトータルグループがサムスントータルから大規模配当を受け取りながらも、税金支出を減らすために便法を講じたと見なすことはできないという趣旨だ。

GENERAL LAW

トータルグループの親会社にして、フランス法により設立された法人である Total Holdings Europe S.A.(以下‘TSA’)は、サムスン総合化学株式会社(以下‘サムスン総合化学’)と合作契約に関する交渉を進めた結果、トータルグループの中間持株会社であり英国法により設立された法人である Total Holdings U.K. Limited(以下‘THUK’)とサムスン総合化学が合作契約を締結し、THUK とサムスン総合化学がそれぞれ50%ずつ出資したサムスントータルが設立された。

その後、サムスントータルは THUK に配当金を支給してきたが、その際、韓・英租税条約により5%の税率を適用し、THUK の法人税を源泉徴収して納付し、残りの金額を THUK 側に送金した。しかし、税務当局ではサムスントOTALの実質的な所有者はTSA なので、‘大韓民国政府とフランス共和国政府間の所得に対する租税の二重課税回避のための協約’による15%の税率を適用して法人税等を賦課した。サムスントOTALの配当所得が英国ではなくフランス本社に帰属するだけに、15%の税率を適用すべきとしたものだ。

サムスントOTALがこのような課税処分の取消しを求める訴訟の1、2審では、税務当局に軍配を上げたが、大法院はサムスントOTALの敗訴判決を破棄し、事件を2審法院に差戻した。大法院は THUK は独立した実体と事業目的を備

えたトータルグループ内の石油化学事業の中間持株会社であり、配当所得を支配し管理することができる実質的な帰属者であるとした。そして、THUK が自ら営業部等を備える代わりに大部分の業務を子会社職員を通して行ったか、配当所得に関する租税負担が一部軽減されるとして、THUK が配当所得の実質帰属者又は受益的所有者ではないと見なすことはできないと判断した。

プライアンス規定を整備する等の準備が必要になると思われる。



Lee International

IP & LAW GROUP

Since 1961



Your trusted local advisor

Lee International IP & LAW GROUP は、1961年の創立以来、知識財産権法務を専門とする韓国屈指のローファームであり、出願や訴訟はもちろんあらゆる法律問題に対し、長年の歴史と経歴に基づいた最上のリーガルサービスをお客様に提供しております。

設立者である李允模博士(1918~1983)は、1960年まで韓国特許庁長を歴任し、韓国知識財産権の法体系の整備と確立に多大な貢献をなすとともに、韓国知識財産権業界の発展にも寄与した業界の先駆者であり、大韓弁理士会の会長を四期にわたり歴任する等の功績により、大統領賞を二度受賞しました。また、李博士は韓国の『発明の日』を制定した人物でもあります。

このような経歴をもつ李博士により設立され、『最高の質と迅速な対応』という経営哲学を継承する Lee International IP & Law Groupの弁理士、弁護士、並びにスタッフ一同は、最高のリーガルサービスをお客様にご提供すべく、絶え間ない努力を積み重ねて参りました。その努力の成果は、韓国の特許出願における平均特許成功率が約70%であるのに対し、当所の平均特許成功率が全体平均の10%以上を上回っている事実によって証明されており、これは、該当特許分野に精通した担当弁理士と技術スタッフによる、先端専門技術に対する検討分析能力向上のための日ごろからの努力による賜物であると言えます。

商標分野では、商標出願の高い登録率のもとより、異議申立、審判、抗告においても高い勝訴率を記録しております。また、豊かな経験と独自のノウハウに基づいた卓越した商標検索能力によりお客様の登録権利及び著名商標の保護に万全を期しております。

なお、著作権法、コンピュータープログラム保護法、営業秘密保護法、独禁法、ライセンス、合併事業等の法律分野においても、ベテラン弁護士が、お客様からのあらゆるご要望に迅速かつ的確に対応し、知識財産権分野以外にも、一般訴訟・仲裁、企業の法務、関税・国際通商を含む包括的なリーガルサービスを提供できるようOne-Stop処理システムで対応しております。

当所は、『常に謙虚な姿勢で“迅速”、“的確”、“丁寧”に』をモットーに、所員一同高品質のサービス提供に努めております。特に、日本語の習得には全所員が力を入れ、日本のお客様にご満足いただける高レベルの日本語によるリーガルサービスを提供しております。

